

平成二十五年五月十六日提出
質問 第七七号

安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

提出者 辻元清美

安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書

安倍首相の「いわゆる狭義の強制性と広義の強制性があるであろう。つまり、家に乗り込んで行って強引に連れていったのか、また、そうではなくて、これは自分としては行きたくないけれどもそういう環境の中にあつた、結果としてそういうことになったことについての関連があつたということがいわば広義の強制性ではないか」（衆議院予算委員会、二〇〇六年一〇月六日）という答弁（答弁一）が米国世論に与えた衝撃は大きかった。そうした中、二〇〇七年四月一〇日に辻元清美が提出した質問主意書の「『当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う。』という三月一日の安倍首相の発言（発言一）は、河野官房長官談話のどの箇所を踏襲したのか。安倍首相の真意を示さりたい。」という質問に対し、政府は「政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の内容全体を継承しているというものである。」と答弁している（答弁二）

また安倍首相は、二〇一三年二月七日の衆議院予算委員会において、前原誠司委員の質問に対し、以下のように答弁している。

「辻元議員の質問主意書に対して当時の安倍内閣において閣議決定をしたものについては、裏づけとなる

ものはなかったということでもあります。いわば強制連行の裏づけとなるものはなかった。」（答弁三）

「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものです。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。つまり、人さらいのように、人の家に入って行ってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということは、それを示すものはなかったということを明らかにしたわけであります。しかし、それまでは、そうだったと言われていたわけですよ。そうだったと言われていたものを、それを示す証拠はなかったということを、安倍内閣においてこれは明らかにしたんです」（答弁四）

二〇〇七年四月一〇日、辻元清美が「安倍首相の『慰安婦』問題についての発言の『真意』に関する質問主意書」を提出し、第一次安倍内閣の歴史認識が明らかになった。第二次安倍内閣が成立したことを受けて、安倍首相の歴史認識が第一次安倍内閣当時と変わらないのか、またはどう変わったのかを明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一 安倍首相には発言一があるが、現在も認識に変わりはないか。

二 発言一における「当初、定義されていた強制性を裏付けるもの」と、答弁三における「強制連行の裏づけとなるもの」、及び答弁四における「強制連行を示す証拠」は同じ内容を指すか。違うのであれば、どう違うのか。

三 答弁四にあるように、安倍首相の認識は、「強制連行」の定義は「人さらいのように、人の家に入って行ってさらってきて、いわば慰安婦にしてしまったということ」のみに限るということか。政府の公式見解としてそれでよいか。

四 安倍首相は現在も「広義の強制性」と「狭義の強制性」があるという認識か。

五 安倍首相のいう「狭義の強制性」とは、どのような定義によるものか。「家に乗り込んで行って強引に連れていった」以外にどのようなケースがあるのか。具体的に示されたい。

六 安倍首相のいう「狭義の強制性」以外は、すべて「広義の強制性」になるのか。安倍首相の見解を示されたい。

右質問する。